

# 山岳高原観光地づくりに係る規制改革の特例措置の提案

山岳高原観光課

## 1 構造改革特区

### 【1】通訳案内士以外の有償ガイドを認める特例

〔平成25年11月14日提案〕

通訳案内士：報酬を得て、通訳案内を行うことを業とするためには、試験に合格し、通訳案内士の資格が必要となる。

提案の概要	特定地域の自然、文化など専門性の高い分野や体験型のアクティビティーについて、通訳案内士以外の有償ガイドにより通訳案内が可能となるよう、規制を緩和。 〔通訳案内士法第36条〕
具体的な内容	特定の専門分野(例：バードウォッチングや史跡案内)では、一定レベルの専門知識が必要。 専門性の高い分野やアクティビティー(例：登山、トレッキング)については、その分野に限り通訳案内ができる有償ガイド制度を創設し、外国人旅行者のニーズに対応するとともに、サービスの満足度を高め、外国人旅行者の増大を図る。
国からの回答 〔平成26年5月19日〕	通訳案内士は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、国際観光の振興に寄与することを目的とし、通訳ガイドに求められる資質がすべて備わっていることをもって、初めて特例的に通訳ガイドとして認められることにつながる。 <u>特例ガイドを養成するための研修等の手法全体に渡って、地方公共団体の責任で質を担保することが前提であり、そのための仕組みを検討することが必要である。</u> その検討結果等を踏まえ、通訳案内士法の特例を設けることなどについて具体的な検討を進める。

※ 国はこの規制緩和を全国に展開する方針を固めた。(H26.8.23 信濃毎日新聞)

### 【2】宿泊業者が旅行業者代理業を営むことができる旅行業法の特例

〔平成26年4月11日提案〕

提案の概要	観光圏整備法で「旅行業法の特例」として「観光圏内限定旅行業者代理業」を認めているが、これと同様の制度を他地域でも可能とする特例を設け、宿泊業者(ホテル・旅館等)が容易に地域の旅行商品の販売を可能にする。 〔旅行業法第11条の2及び3、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第12条〕
具体的な内容	地域の魅力を活かした地域限定の旅行商品は、旅行者のニーズにも合致し、また、その販路拡大は地域経済への貢献も期待できる。 宿泊業者が、一定の地域※内を旅行する商品に限り取扱う場合には、旅行業務取扱管理者(以下「取扱管理者」という)に代わり一定の研修を修了した者の選任で旅行業者代理業を認める特例を提案するもの。 ※ 「一定の地域」とは、旅行業者代理業を営む宿泊施設の所在市町村が属する広域行政圏及び隣接する広域行政圏とする。
国からの回答	(回答待ち)

## 2 国家戦略特区

### 世界水準の山岳高原を活かした国際観光戦略特区

[平成26年8月27日提案]

提案の趣旨	長野県では、雄大な山岳やさわやかな高原、美しい景観、優れた雪質のスキーリゾートなど独自の強みを活かしながら、例えばスイスの国際的な観光地のように、美しく、誰もが手軽に楽しむことができる世界水準の山岳高原観光地を目指しており、国内外から多くの観光客を受入れるための環境整備を行う。
具体的な内容	<p><b>① 宿泊施設で地域限定旅行商品の販売を可能にする</b>          旅館ホテルが旅行者代理業を登録する場合に必要な旅行業務取扱管理者の要件を緩和し、旅館ホテルで容易に着地型旅行商品を販売できるようにする。  <small>[旅行業法第11条の2及び3]</small></p> <p><b>② インバウンド推進のための外国人人材の確保</b>          スキーインストラクターとして就労可能な在留資格を得るための査証の要件等の緩和により、外国人インストラクターを確保し、外国人スキーヤーへのサービスを向上させる。  <small>[出入国管理及び難民認定法等の運用]</small></p> <p><b>③ 信州まつもと空港での検疫の特例</b>          非検疫空港である信州まつもと空港において行う検疫業務を検疫所嘱託職員として空港近隣の医師が行う特例により、海外からのプライベートジェット機等の直接就航を可能にする。  <small>[検疫法第4条]</small></p>
国からの回答	(回答待ち)

(参考)

構造改革特区 (H14～)	総合特区 (H23～)	国家戦略特区 (H25～)
<p>■目的:実情に合わない国の規制を地域限定で改革することにより、構造改革を進め地域を活性化する</p>	<p>■目的:拠点形成による国際競争力等の向上や、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る</p>	<p>■目的:産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動拠点の形成促進のため、国家戦略特区において、規制改革等を総合的かつ集中的に推進する</p>
申請者: 地方公共団体	申請者: 地方公共団体+民間事業者	提案者: 地方公共団体+民間事業者
<p>■毎年春と秋に募集</p>	(当面、指定は行わない)	<p>■第1次 6地区</p>